

所管部課	教育部 教育指導課		部長	石田 玲奈	
件名	東大和市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令に				
	ついて	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>特別支援教育就学奨励費支給申請を令和8年4月からオンラインで実施するため、所要の改正を行ったものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第5条第3項、第4項及び第5項を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3項：窓口申請での手続き以外に、電子情報処理組織を使用しオンラインで申請を行わせることができる旨の文言の追加。 ・第4項：オンライン申請により申請されたものについては、その情報が市教育委員会からアクセスできるシステムに記録された時点をもって、市教育委員会に到達したものとみなす旨の文言の追加。 ・第5項：申請に必要な添付書類について、オンライン申請にデータとして添付した場合は、書面による提出があったものとみなし、郵送等による書類の提出を省略することができる旨の文言の追加。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 総務課において審査済み。</p> <p>(2) 令和8年2月13日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正を伴う事務を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					